

平成20年6月第10回互理町議会定例会会議録（第1号）

○ 平成20年6月5日第10回互理町議会定例会は、互理町議会議事堂に招集された。

○ 応招議員（20名）

- | | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| 1 番 | 小野 一雄 | 2 番 | 熊澤 勇 |
| 3 番 | 鞠子 幸則 | 4 番 | 相澤 久美子 |
| 5 番 | 渡邊 健一 | 6 番 | 高野 孝一 |
| 7 番 | 宍戸 秀正 | 8 番 | 安藤 美重子 |
| 9 番 | 鈴木 高行 | 10番 | 平間 竹夫 |
| 11番 | 佐藤 アヤ | 12番 | 佐藤 實 |
| 13番 | 山本 久人 | 14番 | 熊田 芳子 |
| 15番 | 安田 重行 | 16番 | 永浜 紀次 |
| 17番 | 高野 進 | 18番 | 島田 金一 |
| 19番 | 安細 隆之 | 20番 | 岩佐 信一 |

○ 不応招委員（0名）

○ 出席議員（20名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（ 0名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	齋 藤 邦 男	副 町 長	齋 藤 貞
総務課長	菊 池 秀 治	企画財政課長	森 忠 則
税務課長	日 下 初 夫	町民生活課長	岡 元 継 男
保健福祉課長	佐 藤 仁 志	産業観光課長	東 常 太 郎
都市建設課長	古 積 敏 男	上下水道課長	清 野 博 文
会計管理者兼会計課長	水 野 孝 一	わたり温泉鳥の海所長	作 間 行 雄
教育長	鈴 木 光 範	学務課長	齋 藤 良 一
生涯学習課長	遠 藤 敏 夫	農業委員会事務局長	東 常 太 郎
代表監査委員	齋 藤 功		

○ 事務局より出席した者の職氏名

事務局長	佐 藤 正 司	庶務班長	牛 坂 昌 浩
書記	佐 藤 義 行		

議事日程第1号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

議長諸報告

行政報告

日程第3 提出議案の説明

日程第4 請願第1号 「農業農村整備事業の直轄事業の存続に関する意見書」
の提出を求める請願書

午前 9時59分 開会

議長（岩佐信一君）おはようございます。

これより平成20年6月第10回互理町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（岩佐信一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、14番 熊田芳子議員、15番
安田重行議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（岩佐信一君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、別紙会期日程案のとおり、本日から6月13日までの9日間
といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月13日までの9日間に決定いたしました。

議長諸報告

議長（岩佐信一君） 次に、諸般の報告をいたします。

第1、地方自治法第121条の規定に基づきます説明員は、別紙お手元に配付したとおりであります。

第2、町長提出議案についてであります。町長から、条例案6件、予算案2件、専決処分の承認4件、報告1件の合計13件が提出されております。

第3、一般質問についてであります。一般質問の通告を10名から受理しております。

第4、請願・陳情等3件を受理しております。写しをお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

第5、「議員派遣の件」について、会議規則第111条第1項ただし書きの規定により、お手元に配付のとおり、議長において決定しましたので報告します。

また、今期定例会前に派遣を決定しておりました議員から、お手元に配付のとおり「議員派遣結果報告書」3件が提出されておりますので報告いたします。

第6、監査委員から、例月出納検査結果報告書等が提出されております。写しをお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

第7、閉会中の「議会及び議長の動向」について、別紙お手元に配付のとおり報告します。

以上で諸般の報告を終わります。

行政報告

議長（岩佐信一君） 次に、行政報告を行います。

町長、登壇。

〔町長 齋藤邦男君 登壇〕

町長（齋藤邦男君） それでは、会議に先立ちまして行政報告をさせていただきます。

本日の本会議に先立ち、仙南・仙塩広域水道漏水事故について行政報告を申し上げます。

去る4月30日発生の「仙南・仙塩広域水道漏水事故」に際しましては、ご支

援、ご協力を賜りまして心より厚く御礼を申し上げます。

議員各位もご承知のとおり、4月30日に仙南・仙塩広域水道事務所管内に、岩沼市南長谷地内で県管理の送水管に漏水事故が発生し、その内容については口径900ミリの管より漏水の疑いがあるとの連絡を受けました。

翌日の5月1日には、私、そして総務課長、上下水道課長の3人で現地確認を行い、同日午後5時45分に亘理町災害対策本部を総務課内に設置いたしましたところでもあります。

また、5月2日に午前10時から岩沼市役所において、岩沼市南長谷地区送水管漏水事故の漏水状況や漏水復旧方法、さらには断通水作業概略工事工程等について県企業局より説明がありました。それを受け、庁内課長・施設長会議を開催すると同時に、議員各位にも漏水事故の報告をいたしましたところでもあります。あわせて、日本水道協会宮城県支部に緊急給水応援要請と県への自衛隊派遣要請を行ったところでもあります。

漏水事故の発生と断水期間については、防災行政無線で町内全域に周知するとともに、5月3日に全行政区長を対象に中央公民館において説明会を開催し、断水状況と今後の節水についての協力とチラシの各戸配布をお願いしたところでもあります。

また、断水地域における住民等にできるだけご不便をかけないように応急給水計画を作成し、亘理町災害対策本部会議や関係課長会議、そして応援給水従事者説明会等を開催し、断水地区への給水活動に万全を期してきたところでもあります。

そして、5月7日午後4時、広域水道からの送水が停止され、本町では5月8日午前0時から断水に入り、6,750世帯、約2万800人の方々に影響が出たところでもあります。

その後、県の漏水箇所の修理も順調に進み、5月10日午前7時52分に広域水道からの送水が再開され、本町では午前10時からサニータウン配水場水系、午後1時から愛宕配水場水系の水道管の洗浄作業を開始いたしました。そして、洗浄作業終了後、午後3時にサニータウン配水場水系、午後10時に愛宕配水場水系に通水を開始することができました。

断水の3日間、午前6時から午後9時まで断水地区に12カ所の給水所と、医療

機関・高齢者施設の運搬給水に県内各市町から20台、自衛隊から6台、民間事業所等からの7台、延べ99台の給水車と延べ350人の従事者で給水活動を実施し、給水所で5,536人の方に約233トン、そして医療・福祉関係機関への給水で約222トンの合わせて約455トンの水を供給いたしました。

今までに経験したことのない3日間にわたる長時間の断水ではありましたが、断水までの時間があり、くみ置き、節水等で町民の方々からのご協力があったこと、そして県内15市町、すなわちこの15の中には石巻地方広域水道企業団も加入されておりますけれども、15市町や陸上自衛隊、民間事業所からの応援給水をいただいたことにより、おかげさまでもちまして比較的順調に給水活動が図られたと思っております。

なお、今回の断水に伴い、愛宕配水場のオーバーフローは約360トンと想定しております。

また、これに伴うのり面崩壊などの対応については、応急処置を実施し、完了しているところでございます。

今回の事故を経験に、今後高い確率で予想される宮城県沖地震の災害に備え、さらなる体制整備が必要であると痛感したところでございます。

したがって、今後とも町民の生命、身体、財産を災害から守るため、より一層防災関係事業の推進を図ってまいりたいと考えております。

議員各位におかれましても、今後とも何かとご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、行政報告といたします。

なお、今回の緊急給水活動に伴います諸経費につきましては、現在応援市町等からの報告を取りまとめておりますので、定例会最終日に追加議案として補正予算を提出する予定でありますので、よろしくお願いを申し上げまして行政報告といたします。

議長（岩佐信一君） 行政報告が終わりました。

日程第3 提出議案の説明

議長（岩佐信一君） 日程第3、提出議案の説明を求めます。

町長、登壇。

〔町長 齋藤邦男君 登壇〕

町長（齋藤邦男君） それでは、提出議案の説明を申し上げます。

本日、第10回亙理町議会定例会を開会するに当たり、議員各位には何かとご多用のところご出席賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、今回ご提案申し上げ、ご審議いただきます案件は、議案8件、承認4件及び報告1件であります。よろしくご審議方お願いを申し上げます。

初めに、承認第1号「亙理町町税条例の一部を改正する条例」については、地方税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第21号）が平成20年4月30日に公布されたことに伴い、同日での条例改正が必要となった法人の均等割に係る改正、住宅借入金特別税額控除の申告取扱に係る改正、独立行政法人緑資源機構が廃止されたことなどに伴う固定資産税における改正等を行ったものであります。

承認第2号「亙理町都市計画税条例の一部を改正する条例」についても、法律改正により引用条項の整備を行ったものであります。

次に、予算関係の承認案件についてご説明を申し上げます。

承認第3号「平成19年度亙理町一般会計補正予算（第8号）」については、平成19年度地方交付税を初めとする各種交付金額及び町債借入金額の確定並びに街路地方特定道路整備事業の繰越明許費等から補正の必要が生じたため、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ948万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を89億7,514万4,000円としたものであります。

承認第4号「平成19年度亙理町老人保健特別会計補正予算（第2号）」については、歳入における医療費交付金を初めとする各種交付金負担金の確定に伴い、その不足する分について一般会計から繰り入れを行う補正をするものであります。

以上、ご説明を申し上げました4件の承認案件につきましては、緊急を要し議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったものであり、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものであります。

報告第1号「繰越明許費繰越計算書」（平成19年度亙理町一般会計予算）につきましては、明許繰越を行った公共ゾーン整備事業経費及び街路地方特定道路整備事業経費について、翌年度に繰越すべき額が確定したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

次に、議案第40号「亘理町環境基本条例」につきましては、良好な環境の保全及び創造について基本理念を定め、そのための施策を総合的、計画的に推進し、将来にわたって町民が健康で文化的な生活が営まれるべく条例を制定するものであります。

議案第41号「亘理町手数料条例の一部を改正する条例」については、地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）において引用している戸籍法の改正により、「何人でも戸籍謄本等の交付請求ができる」とされていた戸籍の公開制度が制限されることから、その事務の取扱手数料について整備するものであります。

議案第42号「亘理町町税条例の一部を改正する条例」については、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、専決処分した項目以外でこれから施行となる寄附金税額控除、いわゆる「ふるさと納税」関係や公的年金からの個人町民税の特別徴収制度の創設に伴う改正等を行うものであります。

議案第43号「亘理町都市計画税条例の一部を改正する条例」についても、法律改正によりこれから施行となる地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定する鉄道再生事業等を実施する路線において取得する一定の家屋に係る特例措置等による改正を行うものであります。

議案第44号「亘理町国民健康保険税条例の一部改正する条例」については、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、本町の国民健康保険税におきましても、この改正により、従来の「医療」と「介護」の課税額に新たに本年4月に創設された75歳以上の後期高齢者医療制度への納付に要する費用に充てられる「後期高齢者支援金等」の課税額を追加することから税率等の改正を行うものであります。

議案第45号「亘理町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例」については、宮城県心身障害者医療費助成事業補助金交付要綱の一部改正に伴い条文等の整備を行うものであります。

次に、補正予算関係議案についてご説明を申し上げます。

議案第46号「平成20年度亘理町一般会計補正予算（第1号）」については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,553万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を87億3,953万2,000円とするものであります。

それでは、今回の歳出予算の主なものについてご説明を申し上げます。

まず、総務費関係につきましては、来年5月21日から実施される裁判員制度に伴い、裁判員候補者名簿の作成のため住民基本台帳における電算処理システムの改修が必要となるため、その電算処理委託料について国からの交付を受け85万5,000円を増額補正するものであります。

次に、民生費関係につきましては、亙理児童クラブの運営を行っていました亙理小学校西校舎が耐震強度不足のため、児童クラブを含めた、仮称ではございますけれども中央児童センターを平成21年度建設に向けて計画しております。その実施設計業務委託料及び建築確認手数料として1,105万8,000円を増額補正するものであります。

農林水産業費関係につきましては、現在舟入川の樋門が3門ある中で1門が故障しタイマーによる操作ができない状態にあります。これからの梅雨時及び台風等の増水に備えるため早急に修理を行う必要から、ため池樋門管理経費として50万円を増額補正するものであります。

消費費関係につきましては、財団法人自治総合センターからの「ふるさと消防団活性化助成事業助成金」を活用し、テント及び放送設備等を整備し消防団の活性化を図るため74万4,000円を増額補正するものであります。

教育費関係につきましては、昨年度の当初予算において債務負担行為の手続を行い、平成19年度、20年度の2カ年事業として「伊達歴代墓所整備事業」亙理伊達家5代領主伊達実氏霊屋修復工事を施工中であります。修復のため解体を終え材料調査等を行ったところ、解体後でなければ明らかにならない部分の腐食、破損等が見つかったため、文化財として建立当初と同じ状態を確保するための追加工事が必要となったもので、文化財保護事業費として91万6,000円を増額補正するものであります。

次に、歳入予算の主なものについてご説明を申し上げます。

平成20年度当初予算を編成した際に、県支出金として計上しておりました「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」につきましては、今回国からの直接補助に変更となったことに伴う組み替えを行うものであり、また歳出予算の関係で説明した「裁判員制度施行に伴う住民基本台帳電算処理システム交付金」85万5,000円を国庫支出金として、「ふるさと消防団活性化助成事業助成金」100万円を雑入として

それぞれ増額補正するものであります。

なお、今回の補正で不足する財源分につきましては、財政調整基金繰り入れにより1,358万4,000円を増額補正するものであります。

次に、議案第47号「平成20年度互理町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億7,243万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を36億2,955万8,000円とするものであります。

歳出では、後期高齢者医療制度等の創設により老人保健拠出金及び介護給付金額が決定したことにより、合計で444万7,000円が減額補正となり、後期高齢者支援金等及び関係事務費拠出金を合計で3億7,687万8,000円増額補正するものであります。後期高齢者支援金については、財源として国民健康保険税にも大きく影響するもので、地方税法等の改正が当初予算編成の段階では交付・施行がされてなかったため、支出については5月支払い分の1カ月分としておりました。今回の補正において、税率の改正を受け後期高齢者支援金の残り10カ月分の財源を補正するものであります。

歳入では、新たに「後期高齢者支援金」の課税額が追加されて、国民健康保険税として一般被保険者分と退職被保険者分の保険税を合わせて7,910万2,000円の増額補正をするものであります。医療給付費分は税率の引き下げにより減額し、介護給付金分については前年度同税率でも減額となり、新たに追加された「後期高齢者支援分」については、一般及び退職者分の課税を合わせて2億670万8,000円増額補正となったところであります。

また、後期高齢者支援金等の決定により、3款国庫支出金においては療養給付費等負担金及び国の財政調整交付金を合わせて1億6,918万2,000円、4款療養給付費交付金においては6,954万3,000円、5款前期高齢者交付金1,359万9,000円、6款県支出金として2,910万1,000円それぞれ増額補正するものであります。歳入財源不足額については、国民健康保険財政調整基金から1,190万4,000円を繰り入れするものであります。

以上で提出議案についてご説明を申し上げましたが、慎重ご審議賜りまして原案どおり可決、承認くださいますようお願いを申し上げまして、提出議案の説明いたします。

議長（岩佐信一君） 提出議案の説明が終わりました。

日程第4 請願第1号 「農業農村整備事業の直轄事業の存続に関する意見書」の提出を求める請願書

議長（岩佐信一君） 日程第4、請願第1号 「農業農村整備事業の直轄事業の存続に関する意見書」の提出を求める請願書の件を議題といたします。

お諮りいたします。

請願第1号については、標準会議規則第92条第2項の規定によって、委員会付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、請願第1号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

本件に関し、紹介議員から趣旨説明を求めます。

安細隆之議員、登壇。

〔19番 安細隆之君 登壇〕

19番（安細隆之君） それでは、私から請願第1号 「農業農村整備事業の直轄事業の存続に関する意見書」の提出を求める請願書について、請願の趣旨のご説明を申し上げます。

なお、説明は、本日配付されました請願書を読み上げまして、請願の要旨並びに請願の理由の説明にかえさせていただきます。

「農業農村整備事業の直轄事業の存続に関する意見書」の提出を求める請願書
請願の要旨

現在、政府の地方分権改革推進委員会において、地方分権の第2期改革に向けて、国と地方の役割分担の見直しについて具体的な検討が行われています。

この検討の結果いかんでは、我が国農業の振興発展と国民に対する食料の安定供給に重大な影響を及ぼすことが懸念されることから、大規模で公益的な機能を発揮する農業水利施設については、今後とも国が責任を持って管理及び整備するよう、意見書の採択をお願いいたします。

2. 請願の理由

農業・農村は、安全・安心な食料の安定供給とともに、豊かな自然環境や美しい景観の保全などの多面的機能の発揮を通じて、日本の国土を形成し、国民の日々の暮らしを支えています。

特に、農業水利施設は、食料の安定供給を支えて行く上で欠くことのできない基盤であり、地域住民の生活を洪水から守り、潤いと安らぎのある農村空間を提供するなど、地域の社会・経済活動になくてはならない国民共有の財産であります。

亘理・山元地域は、稲作を中心とする農業地帯で、これまでに大規模で広域的な用排水路や用排水機場などの基幹的農業水利施設や大規模農地を国・県営事業で整備し、用水不足や排水不良、塩害の解消などに努めてまいりました。

こうした水利施設は、農業の営みと軌を一にして造られ、先人達の弛みない労苦により営々と引き継がれてきたもので、よりよい形で次世代へ引き継いでいくべきものであり、特にこれまで国営事業で整備された大規模で公益的な効果を発揮する基幹的な農業水利施設等にあっては、今後も国の責任において地方と連携をしながら着実に管理及び整備がされるべきものと認識しております。

このような中、現在、政府の地方分権改革推進委員会において、国と地方の役割分担の見直しについて検討が進められておりますが、農業関係者が十分に議論に参加できないまま、地方農政局の廃止や国営事業の廃止及び地方への移譲等が現実のものとなれば、これまで負担してきたコストを果たして地方が賄っていくことができるのか大いに危惧するものであり、亘理・山元地域の農業の振興発展に大きな影響が及ぶものと強く懸念を抱くものであります。

よって、国会及び政府におかれましては、下記事項の実現について断固として措置を講じられるよう強く要望いたします。

記

1. 農業の持続的発展を支える広域的で多面的効果を発揮する大規模な農業水利等については、国民に対する食料の安定供給を確保する観点から、今後も国直轄の事業として、国が責任をもって管理及び整備を着実に実施すること。

以上のとおりであります。何とぞ原案のとおり採択されますようお願い申し上げます。よろしくお願いをいたします。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより請願第1号 「農業農村整備事業の直轄事業の存続に関する意見書」の提出を求める請願書の件を採決いたします。

この採決は起立により行います。

請願第1号 「農業農村整備事業の直轄事業の存続に関する意見書」の提出を求める請願書を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐信一君） 起立多数であります。よって、請願第1号 「農業農村整備事業の直轄事業の存続に関する意見書」の提出を求める請願書の件は、採択することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

午前10時36分 散会

上記会議の経過は、事務局長 佐藤 正 司の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘理町議会議長 岩佐 信一

署名議員 熊田 芳子

署名議員 安田 重行